

証券コード7183
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目11番8号
あんしん保証株式会社
代表取締役社長 雨 坂 甲

第15回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後6時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階ROOM2・3

3. 目的事項

報告事項

第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.srgs.co.jp>）に掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、政府の経済政策や金融政策の効果、雇用環境の改善により、穏やかな景気回復基調で推移いたしました。一方で、新興国の景気減速、英国のEU離脱問題、米国の新政権による政策運営等、海外経済の不確実性等から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

賃貸住宅市場におきましては、平成28年度の新設住宅着工戸数が前年度比5.8%の増加となる中、貸家着工件数(貸家・アパート・賃貸マンション)は、11.4%の増加となりました。(国土交通省：建築着工統計調査報告 平成28年度計)

家賃債務保証業界におきましては、1世帯当たり人員の減少や婚姻率の低下に伴う世帯数の増加により、家賃債務保証事業のターゲット層は増加しておりますが、一方で家賃債務保証業界全体の健全性、業務の適正性の確保、賃借人の保護といった観点から登録制度の制定に向けた動きも顕在化してきました。

以上のような事業環境の中、当社は「ライフあんしんプラス」、「あんしんプラス」といった既存商品の拡販に加え、株式会社アプラスとの業務提携による「アプラスあんしんレントギャランティ」、イオンカードの家賃決済と当社の家賃保証を組み合わせたサービス「イオンカードde家賃」、また、「学生向け保証商品」や「トランクルームを対象とした商品」などを新たな商品ラインナップに加え、多様化するニーズに応えながら、営業活動に積極的に取り組むとともに、営業及び管理体制の充実・強化を図るため積極的な採用活動を実施いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益2,323,660千円(前期比6.9%増)、営業利益264,279千円(前期比0.1%減)、経常利益326,386千円(前期比1.4%増)、税引前当期純利益326,386千円(前期比1.4%増)、当期純利益216,686千円(前期比3.3%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は176,845千円であり、その主なものは、管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用及び次期基幹システムの構築費用であります。

- ・ 工具、器具及び備品： 12,836千円
- ・ ソフトウェア： 39,858千円
- ・ ソフトウェア仮勘定： 124,150千円

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は「連帯保証人制度に代わる機関保証の普及の実現」というミッションを実現するため、基幹ビジネスである家賃債務保証事業を積極推進するとともに、新たな保証サービス提供に向けた体制基盤の構築を目指すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

### ①基幹ビジネスの積極推進と事業多角化へ向けた体制構築

エリアマーケティングに基づく戦略的な店舗出店を継続するとともに、多岐に渡るニーズに対応する商品多角化戦略を推進することで、既存加盟店との取引深耕と新たな販路開拓を強化いたします。また、基幹ビジネスである家賃債務保証のノウハウを活用し、新たな保証サービスの販売に向けた体制基盤を構築してまいります。

### ②リスク管理体制の強化

当社の強みである指定信用情報機関CICの信用情報とスコアリングを用いた与信管理の強化とリスク分析により、デフォルトリスクの抑制と適正なプライシング設計を実施してまいります。また、次期システムによる回収効率・精度の更なる向上に加え、債権属性やステータスに応じた最適な回収手法の実施により、貸倒関連費用の低位安定化を目指してまいります。

### ③人財力・組織体制の強化

当社の成長戦略を実現する上で、人的資源を最大限に高める必要があることから、人財投資を従来以上に積極的に取り組むとともに、将来を見据えた人財開発および育成システムを再構築してまいります。また、当社企業理念・ミッションを実現する上で、全従業員に対する事業戦略の理解と共有化、企業風土の浸透化とロイヤリティの醸成に向けた教育を推進してまいります。さらに、組織体制におきましても、意思決定のスピード感と品質管理の維持を両立する体制を構築することで、人と組織が事業戦略に連動する社内体制を目指してまいります。

### ④コンプライアンス体制の更なる強化

業務の適正化、業界全体の健全性、借入人の利益保護を目的とし、家賃債務保証業者に対する「登録制度」に向けた動きを見せていることから、業界初の上場企業として、当社は業界の模範となるコンプライアンス体制を確立することが、社会への使命であると捉えており、公正かつ透明性のあるコンプライアンス社内体制の構築を目指してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分           | 第12期<br>平成26年3月期 | 第13期<br>平成27年3月期 | 第14期<br>平成28年3月期 | 第15期<br>(当事業年度)<br>平成29年3月期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 営業収益(千円)      | 1,485,490        | 1,781,961        | 2,174,182        | 2,323,660                   |
| 経常利益(千円)      | 317,823          | 259,775          | 321,872          | 326,386                     |
| 当期純利益(千円)     | 218,665          | 160,620          | 224,122          | 216,686                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 16,247.99        | 9,136.58         | 41.15            | 12.28                       |
| 総資産(千円)       | 1,485,021        | 1,662,954        | 2,217,447        | 2,479,015                   |
| 純資産(千円)       | 1,121,323        | 1,281,944        | 1,710,815        | 1,934,578                   |
| 1株当たり純資産額(円)  | 63,784.06        | 72,920.64        | 295.26           | 107.42                      |

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、第14期において、平成27年6月19日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行い、平成28年4月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、第15期において、平成28年12月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第12期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）**

家賃債務の保証事業

**(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）**

|        |          |
|--------|----------|
| 本 社    | 東京都中央区   |
| 札幌支店   | 札幌市中央区   |
| 仙台支店   | 仙台市青葉区   |
| 新潟支店   | 新潟市中央区   |
| さいたま支店 | さいたま市大宮区 |
| 東京支店   | 東京都中央区   |
| 千葉支店   | 千葉市中央区   |
| 名古屋支店  | 名古屋市中区   |
| 大阪支店   | 大阪市北区    |
| 岡山支店   | 岡山市北区    |
| 福岡支店   | 福岡市博多区   |
| 沖縄営業所  | 沖縄県那覇市   |

**(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）**

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 108名 | 25名増      | 36.4歳 | 4.5年   |

(注) 1. 使用人数には、嘱託社員8名、パート社員20名を含んでおります。

2. 平均年齢・平均勤続年数には、嘱託社員、パート社員、出向受入者が含まれておりません。

**(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 63,288,000株

(2) 発行済株式の総数 17,975,700株

(3) 株主数 4,124名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                      | 当社への出資状況   |        |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
|                                                                          | 持株数        | 持株比率   |
| アイフル株式会社                                                                 | 6,408,000株 | 35.65% |
| 雨坂甲                                                                      | 2,204,400株 | 12.26% |
| 小川秀男                                                                     | 553,500株   | 3.08%  |
| 石井恒男                                                                     | 471,300株   | 2.62%  |
| 高橋誠一                                                                     | 463,500株   | 2.58%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                  | 389,600株   | 2.17%  |
| AGキャピタル株式会社                                                              | 378,000株   | 2.10%  |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 三菱東京UFJ銀行) | 375,000株   | 2.09%  |
| 政岡土地株式会社                                                                 | 308,700株   | 1.72%  |
| 渡邊定雄                                                                     | 210,000株   | 1.17%  |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

イ.平成19年8月10日開催の臨時株主総会決議によるもの(平成29年3月31日現在)

- ・新株予約権の数 (第3回) 1個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式(第3回) 900株
- ・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権

| 区 分                     | 新株予約権<br>の数 | 目的となる株式<br>の種類および数 | 行使期間                         | 行使価額         | 保有<br>者数 |
|-------------------------|-------------|--------------------|------------------------------|--------------|----------|
| 当社取締役<br>(監査等委員<br>を除く) | 1個          | 普通株式<br>900株       | 自 平成21年8月10日<br>至 平成29年7月20日 | 1株につき<br>56円 | 1名       |

(注) 当社は平成27年6月19日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行い、平成28年4月1日付で1株につき3株の株式分割を行うとともに、平成28年12月1日付で1株につき3株の株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

ロ.平成28年8月9日開催の取締役会決議によるもの(平成29年3月31日現在)

- ・新株予約権の数 (第5回) 249個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式(第5回) 74,700株
- ・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権

| 区 分                     | 新株予約権<br>の数 | 目的となる株式<br>の種類および数 | 行使期間                        | 行使価額          | 保有<br>者数 |
|-------------------------|-------------|--------------------|-----------------------------|---------------|----------|
| 当社取締役<br>(監査等委員<br>を除く) | 62個         | 普通株式<br>18,600株    | 自 平成29年7月1日<br>至 平成33年8月28日 | 1株につき<br>466円 | 4名       |
| 当社取締役<br>(監 査 等<br>委 員) | 18個         | 普通株式<br>5,400株     | 自 平成29年7月1日<br>至 平成33年8月28日 | 1株につき<br>466円 | 1名       |

(注) 当社は平成28年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。



ハ.平成28年8月9日開催の取締役会決議によるもの(平成29年3月31日現在)

- ・新株予約権の数 (第6回) 176個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式 (第6回) 52,800株
  - ・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権該当事項はありません。

(注) 当社は平成28年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

## (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

イ.平成28年8月9日開催の取締役会決議によるもの(平成29年3月31日現在)

- ・発行した新株予約権の数 (第5回)  
263個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (第5回)  
普通株式 78,900株 (新株予約権1個につき 300株)
- ・新株予約権の発行価額  
1個あたり 2,500円
- ・新株予約権の行使価額  
1株あたり 466円
- ・新株予約権の行使期間  
平成29年7月1日から平成33年8月28日まで
- ・その他取得の条件  
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- ・当社従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

|                 | 新株予約権の数 | 交付者数 |
|-----------------|---------|------|
| 当社従業員 (当社役員を除く) | 183個    | 46名  |

(注) 当社は平成28年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

ロ.平成28年8月9日開催の取締役会決議によるもの(平成29年3月31日現在)

- ・発行した新株予約権の数(第6回)

188個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数(第6回)  
普通株式 56,400株(新株予約権1個につき 300株)
- ・新株予約権の発行価額  
本新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しない。
- ・新株予約権の行使価額  
1株あたり 466円
- ・新株予約権の行使期間  
平成30年8月10日から平成38年8月9日まで
- ・その他取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

- ・当社従業員、当社子会社役員および従業員に交付した新株予約権の区分別合計

|                | 新株予約権の数 | 交付者数 |
|----------------|---------|------|
| 当社従業員(当社役員を除く) | 188個    | 64名  |

(注) 当社は平成28年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

| 氏名     | 地位          | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|--------|-------------|--------------------------------------------|
| 雨坂 甲   | 代表取締役社長     |                                            |
| 森脇 敏和  | 専務取締役       | 営業部担当                                      |
| 中西 光明  | 取締役         | 管理部担当                                      |
| 西田 忠広  | 取締役         | 総合与信部長                                     |
| 佐藤 正之  | 取締役         | アイフル株式会社 代表取締役専務執行役員<br>ライフカード株式会社 取締役執行役員 |
| 谷村 豊   | 取締役 (監査等委員) |                                            |
| 佐賀野 雅行 | 取締役 (監査等委員) | 株式会社ミヤビグループ 代表取締役                          |
| 村上 寛   | 取締役 (監査等委員) | 弁護士法人大江橋法律事務所<br>東京事務所 パートナー               |

- (注) 1. 佐賀野 雅行氏、村上 寛氏は、社外取締役であります。  
2. 当社設立時より取締役として長年業務に従事し業務に精通しており、当社監査役の業務経験もあるため、谷村 豊氏を常勤の監査等委員に選定しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

##### (3) 取締役の報酬等の額

| 区分                       | 支給人員       | 支給額                   |
|--------------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く)        | 4名         | 74,724千円              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(2名) | 16,141千円<br>(5,700千円) |
| 計                        | 7名         | 90,866千円              |

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐賀野雅行氏は、(株) ミヤビグループの代表取締役であります。

(株) ミヤビグループは、当社と特別の関係はありません。

取締役村上寛氏は、弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所のパートナーであります。弁護士法人大江橋法律事務所は、当社と特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名      | 主な活動状況                                                                                       |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐賀野 雅 行 | 当事業年度に開催された取締役会には18回中15回、また、監査等委員会には13回中11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 村 上 寛   | 当事業年度に開催された取締役会には18回中16回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の状況

優成監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,716千円  
(税込)

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

あんしん保証は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
  - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
  - ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。
  - ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
  - ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。
  - ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議において監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
  - ・ 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をした場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
  - ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
  - ・ 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築に関する基本方針」の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス規程・インサイダー取引防止規程及び細則・特定個人情報取扱い基本方針・個人情報関連規程・回収管理細則等、コンプライアンス諸規程は、整備運用されており、法令及び社内規程違反が発覚した際、トラブル事案処理規程（顛末書及びオペレーションミス記録簿マニュアル）に基づき改善策とともに報告書を作成、コンプライアンス部が検証している。顛末書事案に関しては、取締役会に報告、懲戒処分基準に則し、賞罰会議で処分決定、当事者・管理者に伝達している。
  - ・コンプライアンス部が内部監査を担当し、結果はワークフローにて取締役に報告している。又、監査等委員会に報告する体制は、整備運用されている。
  - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内通報制度規程や各取締役の相互牽制による取締役会の運営や監査等委員会の事務局はコンプライアンス部・総務人事課の担当者も含まれ、情報を密にする体制は整備運用されている。
  - ・社内通報制度規程が制定されている。
  - ・警察OBを顧問及び調査役として招き、反社会的勢力に対する基本方針を宣言し、各拠点に掲示している。暴追センターに加入し、反社会的勢力に関するデータを適切に取得し、審査等の取引に活用する態勢が整備運用されている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 文書管理規程及び取締役会規程に基づき株主総会議事録・取締役会議事録その他規程に定める文書を管理・保管する体制を整備し運用している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理委員会は、半期に一度のペースで開催するという規程に基づき適正に実施され、議論や報告がなされている。
  - ・ 大規模自然災害発生の訓練を平成29年4月29日、30日の2日間に亘って実施。IT基幹システム障害時の訓練は、平成29年4月28日に実施。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会は、月1回開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されている。経営上の重要な項目については、規程に基づき適正に担当役員から上程、議論の結果取締役会において、意思決定されている。各取締役の職務についても、職務権限に基づきワークフローによる承認、重要会議への出席等を通じ、部下に指示や指導がなされ議事録等が提出されている。
  - ・ 取締役会規程が施行されており、適正に運用がなされている。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の事務局をコンプライアンス部及び総務人事課（取締役会の事務局員も兼任）から各1名指名し、主として常勤監査等委員を中心に、監査等委員会へ報告事項や職務執行についての指示をし、所属部署の取締役には独立性の説明を事前にしており、関与を受けていない。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役会をはじめとする重要な会議に監査等委員が出席し、必要に応じ意見を述べ説明を求め対応できる体制は取られており、議事録等においても記録されている。
  - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内通報制度規程や各取締役の相互牽制による取締役会の運営や監査等委員会の事務局はコンプライアンス部・総務人事課の担当者も含まれている。
  - ・内部監査部門の活動は、監査等委員会に適宜報告している。
  - ・稟議書および報告書等、ワークフローの決裁を監査等委員は閲覧できる体制になっている。
  - ・社内規程において明文化されており、公正な調査を実施し、不利益となっていない。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・四半期毎に三様監査が実施され、会計監査人から必要に応じて説明を受ける体制が整備され、管理部担当役員が同席し運用されていることを確認している。
  - ・常勤監査等委員を中心に顛末書事案や監査結果報告を通じ、不正等を未然に防止する対策を議論する環境が整っており、場合によっては指示がなされている。
  - ・常勤監査等委員を中心に日々の業務について不明な点は、適宜説明を求めることがなされている。

~~~~~  
(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,239,586	【流動負債】	532,143
現金及び預金	750,424	営業未払金	158,804
営業未収入金	402,009	未払金	66,909
求償債権	968,206	未払費用	24,520
収納代行立替金	273,598	未払法人税等	48,541
前払費用	18,585	預り金	4,563
繰延税金資産	72,680	前受収益	132,513
その他	4,843	賞与引当金	54,291
貸倒引当金	△250,761	保証履行引当金	31,832
【固定資産】	239,428	その他	10,167
有形固定資産	20,647	【固定負債】	12,293
建物	7,515	その他	12,293
車両運搬具	0	負債合計	544,437
工具、器具及び備品	13,132	純資産の部	
無形固定資産	174,219	【株主資本】	1,930,987
ソフトウェア	49,928	資本金	680,917
ソフトウェア仮勘定	124,150	資本剰余金	435,917
その他	140	資本準備金	435,917
投資その他の資産	44,560	利益剰余金	814,151
投資有価証券	460	その他利益剰余金	814,151
出資金	10	繰越利益剰余金	814,151
長期前払費用	3,946	【評価・換算差額等】	40
繰延税金資産	7,226	その他有価証券評価差額金	40
その他	32,918	【新株予約権】	3,549
資産合計	2,479,015	純資産合計	1,934,578
		負債・純資産合計	2,479,015

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

損 益 計 算 書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 営 業 収 益		2,323,660
II. 営 業 費 用		2,059,381
営 業 利 益		264,279
III. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	276	
受 取 遅 延 損 害 金	58,669	
償 却 債 権 取 立 益	5,362	
そ の 他	204	64,512
IV. 営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	2,405	2,405
経 常 利 益		326,386
税 引 前 当 期 純 利 益		326,386
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		107,748
法 人 税 等 調 整 額		1,950
当 期 純 利 益		216,686

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

株主資本等変動計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	664,374	419,374	627,067	1,710,815
当期変動額				
新株予約権の 行使	16,543	16,543	—	33,087
剰余金の配当	—	—	△29,602	△29,602
当期純利益	—	—	216,686	216,686
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	16,543	16,543	187,084	220,171
当期末残高	680,917	435,917	814,151	1,930,987

(単位：千円)

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その 他有価証券 の評価差額		
当期首残高	—	—	1,710,815
当期変動額			
新株予約権の 行使	—	—	33,087
剰余金の配当	—	—	△29,602
当期純利益	—	—	216,686
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	40	3,549	3,590
当期変動額合計	40	3,549	223,762
当期末残高	40	3,549	1,934,578

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び
評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりです。

建 物	5年～18年
車 両 運 搬 具	2年
工具器具備品	3年～20年

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料とに区分されております。初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

3. 表示方法の変更

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「収納代行立替金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「収納代行立替金」は57,981千円であります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 30,448千円

(2) 保証債務

債務保証額（月額） 10,193,556千円 ※1

再保証額 705,171千円 ※2

保証履行引当金 △31,832千円

差引額 10,866,896千円

※1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

※2 ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 267千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（支出分） 5,100千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,931,400株	16,044,300株	—	17,975,700株

(変動事由の概要)

株式分割による増加 15,451,200株

ストック・オプションの権利行使による増加 593,100株

(2) 自己株式の総数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

事業年度の末日において発行している新株予約権の数 426個
当該新株予約権の目的となる普通株式の数 128,400株

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	29,602	5.00	平成28年 9月30日	平成28年 12月1日

(注) 平成28年12月1日付で普通株式1株を3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 35,951千円
- ② 1株当たり配当額 2円
- ③ 基準日 平成29年3月31日
- ④ 効力発生日 平成29年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産（流動）

前受保証料否認	40,889千円
保証履行引当金繰入超過額	9,822千円
賞与引当金繰入超過額	18,834千円
未払事業税	2,763千円
その他	369千円
小計	72,680千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産（流動）合計	72,680千円

繰延税金資産（固定）

長期前受保証料否認	1,740千円
減価償却の償却超過額	1,910千円
その他	3,593千円
小計	7,244千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産（固定）合計	7,244千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△18千円
繰延税金負債（固定）合計	△18千円
繰延税金資産（固定）の純額	7,226千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務の保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、資金運用については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	750,424	750,424	—
(2) 営業未収入金	402,009	402,009	—
(3) 収納代行立替金	273,598	273,598	—
(4) 投資有価証券	460	460	—
(5) 求償債権	968,206	—	—
貸倒引当金 (※)	△250,761	—	—
	717,445	717,445	—
資産計	2,143,937	2,143,937	—
営業未払金	158,804	158,804	—
負債計	158,804	158,804	—

(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま
す。

(注2) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象
とはしていません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アイフル株式会社	(被所有)直接 35.6% 間接 2.1%	出向者の受入(注1)	業務の委託(注2) 出向料の支払	4,817 283	未払金	267
その他の関係会社の子会社	ライフカード株式会社	なし	業務提携契約(注3) 債務の保証(注4) 立替家賃の回収委託	業務の提携 包括債務保証契約 立替家賃の回収	558,200 705,171 1,138,267	—	—
役員	雨坂 甲	(被所有)直接 12.3%	当社代表取締役社長	ストック・オプションの権利行使(注5)	33,087 (593千株)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準として決定しております。

(注2) 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注3) ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注4) ライフカード株式会社による債務保証(貸借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(注5) 平成19年8月10日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 107円42銭

(2) 1株当たり当期純利益 12円28銭

(注) 当社は、平成28年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行い、平成29年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

あんしん保証株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間 洋一 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あんしん保証株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(会社の内部統制に係る体制全般)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

あんしん保証株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 谷村 豊 ㊟
監査等委員 村上 寛 ㊟
監査等委員 佐賀野 雅行 ㊟

(注) 監査等委員 村上 寛及び 佐賀野 雅行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針及び株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 2円00銭 総額 35,951,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月22日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

定款第20条第1項の規定により、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く) 候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あめ さか まさる 雨 坂 甲 (昭和33年12月19日生)	平成14年12月 当社取締役 平成17年12月 当社代表取締役社長(現在に至る)	2,204,400株
2	かい ほら のり たか 海 原 範 隆 (昭和36年6月6日生)	昭和60年4月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 入行 平成10年6月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 公共法人部業務課長 平成17年9月 株式会社あおぞら銀行 マーケティング本部シニアマーケティングオフィサー 平成19年3月 同行経営戦略部 平成21年4月 同行横浜支店長 平成23年12月 同行危機管理室室長兼経営企画部担当部長 平成29年4月 当社顧問(現在に至る)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なか にし みつ あき 中西光明 (昭和30年11月3日生)	昭和54年4月 住友生命保険相互会社入社 昭和62年12月 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 平成9年5月 同社名古屋公開引受部長 平成17年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現AGキャピタル株式会社) 入社 投資部長 平成20年6月 同社執行役員 平成24年6月 当社管理本部長 平成26年6月 当社取締役(現在に至る)	1,600株
4	にし だ ただ ひろ 西田忠広 (昭和47年8月21日生)	平成5年4月 アイフル株式会社入社 平成18年4月 同社中部営業部 営業部長 平成19年4月 同社近畿営業部 営業部長 平成20年4月 同社担保管理部 部長 平成22年1月 同社カウンセリングセンター西日本センター部長 平成23年7月 ライフカード株式会社出向業務センター部 部長 平成27年4月 当社取締役(現在に至る)	800株
5	さ とう まさ ゆき 佐藤正之 (昭和32年9月9日生)	昭和57年7月 アイフル株式会社入社 平成22年4月 同社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社取締役(現在に至る) 平成23年6月 アイフル株式会社取締役専務執行役員 平成24年6月 ライフカード株式会社取締役執行役員(現在に至る) 平成26年6月 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員(現在に至る) [重要な兼職の状況] ライフカード株式会社取締役執行役員 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、平成29年3月31日時点における株式の数を記載しています。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

定款第20条第2項の規定により、現在の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、佐賀野雅行および村上寛の2名は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たに むら ゆたか 谷 村 豊 (昭和31年6月29日生)	平成14年12月 当社取締役 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査等委員（現在に至る）	207,600株
2	さ が の ま さ ゆ き 佐賀野 雅 行 (昭和39年4月23日生)	昭和62年4月 キンキホーム株式会社入社 平成7年10月 キンキ住宅サービスサンエス商事株式会社取締役 平成10年9月 同社代表取締役 平成12年5月 有限会社ミヤビエムエスコポレーション取締役 平成13年8月 同社（現 株式会社ミヤビエムエスコポレーション）代表取締役（現在に至る） 平成14年8月 有限会社ミヤビエンタープライズ代表取締役 平成16年7月 有限会社ミヤビグループ（現 株式会社ミヤビグループ）代表取締役（現在に至る） 平成16年8月 有限会社ミヤビエンタープライズ（現 株式会社ミヤビエンタープライズ）取締役 平成24年6月 全国賃貸管理ビジネス協会理事 平成25年6月 同協会専務理事 平成27年4月 当社取締役 平成27年6月 当社監査等委員（現在に至る） [重要な兼職の状況] 株式会社ミヤビグループ 代表取締役	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	むら かみ ひろし 村上 寛 (昭和44年10月11日生)	<p>平成 4 年 4 月 東レ株式会社入社</p> <p>平成 8 年 4 月 阿部・井窪・片山法律事務所 入所 第一東京弁護士会所属 (平成 8 年登録 48期)</p> <p>平成14年 8 月 Pillsbury Winthrop (New York) (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP) (現 ピルズベリーウインスロ ップショウピットマン (総合 法律事務所)) ニューヨーク州弁護士 (平成 15年登録)</p> <p>平成15年 8 月 弁護士法人大江橋法律事務所 入所 (現在に至る)</p> <p>平成27年 6 月 当社監査等委員 (現在に至 る)</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁 護 士 法 人 大 江 橋 法 律 事 務 所 東 京 事 務 所 パ ー ト ナ ー</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、平成29年3月31日時点における株式の数を記載しています。
3. 谷村豊氏を監査等委員として選任した理由は、創業時から当社に在籍し業務に精通していること、佐賀野雅行氏を監査等委員として選任した理由は、長年経営者としての経歴があり、当社の業務に精通していること、村上寛氏を監査等委員として選任した理由は弁護士資格を有し、法律の見識に富むことであります。
4. 佐賀野雅行氏が社外取締役役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であり、監査等委員である取締役役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。また、村上寛氏が監査等委員である取締役役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。谷村豊氏、佐賀野雅行氏、村上寛氏が監査等委員である取締役として再任された場合は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いち かわ じゅん や 市川 順也 (昭和48年3月19日生)	平成7年9月 アイフル株式会社入社 平成18年4月 同社グループ監査室課長補佐 平成18年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現AGキャピタル株式会社) 監査役 平成19年10月 アイフル株式会社 監査役室課長補佐 平成19年12月 当社 監査役 平成21年4月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現AGキャピタル株式会社) 監査役 平成27年6月 当社 監査役 任期満了により退任 同月 アイフル株式会社 監査等委員会室課長補佐	0株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、平成29年3月31日時点における株式の数を記載しています。
3. 市川順也氏は監査等委員である補欠として選任するものであります。
4. 市川順也氏を監査等委員である補欠として選任した理由は、当社の監査役を勤めた経験があり、当社の業務に精通していることであります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。市川順也氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

第15回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階ROOM2・3



■交通のご案内

「日本橋駅」A7出口 直結（東西線・銀座線・浅草線）

「東京駅」 八重洲北口徒歩5分（J R線・丸ノ内線）

（お願い）

※会場へは地下1階より、エレベーターで3階へお越しくください。

※受付は3階ROOM3でいたしております。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。